

第 2 回 定 例 会

令和 2 年 6 月 12 日

(第 1 日 目)

6月12日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番	元 野 景 一 君	21 番	橋 口 和 仁 君
------	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	保 護 課 長	保 金 満 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	向 井 涉 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	農 林 水 産 部 長	栄 広 久 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
教 育 部 長	福 長 敏 文 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之 君

6月12日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重 信 竜 昇 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから令和2年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）
ただちに本日の会議を開きます。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります前に諸般の報告をいたします。去る第1回定例会において可決されました第63回奄美群島市町村議会議員大会及び第15回議会報告会に伴う議員派遣につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたので御報告をさせていただきます。

次に、市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和元年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書、令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算繰越明許費繰越計算書、令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により令和元年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の以上6件について報告がありました。

また、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分2件の報告及び令和元年度奄美市債権管理条例第17条第1項に伴う債権放棄の報告がありました。その内容は、お手元に配布しました資料のとおりでございます。

○

議長（与 勝広君）

日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員に奥 晃郎君、松山さおり君、竹山耕平君の3名を指名いたします。

○

議長（与 勝広君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。本定例会の会期をお手元に配布いたしました議事日程表のとおり本日から7月1日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から7月1日までの20日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君）

日程第3、関 誠之議員に対する懲罰についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により関 誠之君の退席を求めます。

本件に関する懲罰特別委員会委員長の審査報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長（崎田信正君） おはようございます。懲罰特別委員長の崎田信正です。それでは第1回定例会において設置されました懲罰特別委員会に付託されました関 誠之議員に対する懲罰動議についての審査結果について御報告申し上げます。

本件につきましては、お手元に配布しました懲罰特別委員会の審査報告のとおり全会一致で懲罰を科さないものと決しております。

次に、本委員会における審査の経過及び懲罰を科さないとの決定に至った理由等について御報告申し上げます。本委員会は、3月13日に橋口耕太郎議員ほか3名から提出された関 誠之議員に対する懲罰動議により、第1回定例会3月25日に懲罰特別委員会が設置され、正副委員長の互選を行い、私、崎田信正を委員長に選出しました。3月31日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。まず、事務局より懲罰についての説明を受けた後、懲罰の事案となった3月11日から時間も経過していることか

ら、関議員の総括質疑の問題となっている発言の前後の映像と関連する橋口耕太郎議員の動議提出の説明、そして関議員の弁明、陳述の映像をその議事録と合わせて確認しました。委員より動議提出者に対して映像を見たうえで提案理由についてさらに付け加えることがないか確認を求める発言があり、提案者より議長の制止を無視したことに対し懲罰を科すべきとの発言がありました。

次に、動議で抵触しているとされた地方自治法第131条、議長の注意の喚起の解釈について議論がありました。委員会の議論で条文は、議場の秩序を乱しまたは会議を妨害する者があるときは、議員は議長の注意を喚起することができることとあり、議長及び当事者には、当てはまらないとの解釈と議長に注意の喚起を求める事態を引き起こしたことが問題だとする解釈もあり、当委員会では、どちらの解釈が正しいのかという判断はしていません。更に委員会の議論では、所見、意見を述べてはならないの内容については、議案の賛否にかかわる所見、意見を述べてはならないとの解釈や議案に関連のない発言は、してはならないとの解釈もあり、解釈について結論づけるには至りませんでした。議論を通じて今回問題となった核心は、議長の制止を振り切って発言を続けたことが懲罰の対象となるのかどうかということについて議論が行われました。

委員より、動議提出者に何を望んでいるのかとの意見があり、動議提出者一人ひとりから発言がありました。更に懲罰委員全員の意見を聴取し、委員から新聞に名前が載った時点で罰は公で受けているのではないかと。議長の注意を受けた後、何のアプローチもなかった。本人が、問題意識を持っていなかったということでもしっかりけじめをつけていきたい。議長の冒頭注意とか制止に応じず所見を述べていることに関しては、ルール違反ではないかと考えている。議長が、議員の発言を制止するという行為自体が何のルールに則っているのか。発言内容は、誹謗中傷ではないということと、議長がその場で以後注意をお願いしますと言ったことで事が収まるのかなという思いなどの意見がありました。

また、委員より本当に重い決定でありますので、やっぱり全会一致もしくはかなりの最大の意見の一致を目指していくべきとの意見がありました。

以上の経過をもって懲罰を科すか科さないかとの決を諮り、懲罰に科すべきでないとの提案に異議がなかったことから、本件については懲罰を科さないことに全会一致で決しました。

なお、委員会審査では、議長から嚴重注意を行うことを全会一致で確認したことを御報告申し上げます。以上で懲罰特別委員会の報告を終わりますが、御質疑がございましたら、ほかの委員の協力も得ましてお答えしたいと思います。

議長（与 勝広君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから本件について採決いたします。

本件に関する委員長報告は、懲罰を科さないであります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、関 誠之議員に懲罰を科さないことを決しました。

関 誠之君の入場を許可いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第4，報告第1号，専決第2号，奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから報告第9号，専決第11号，令和2年度奄美市一般会計補正予算（2号）についてまでの専決処分の承認を求めることについての9件を一括して議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。マスクをとって説明を申し上げます。ただいま上程されました報告第1号から報告第9号までの専決につきまして御説明を申し上げます。なお，新型コロナウイルス感染症の名称につきましては，「新型コロナ」で統一させていただきますので御了承いただきたいと存じます。

まず，報告第1号，奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の専決につきましては，介護保険法施行令等の一部改正に伴い，低所得者に係る保険料軽減の拡充を図るため，所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第2号，奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては，地方税法等の一部改正に伴い，ひとり親控除の新設や寡婦控除の見直し，所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税方法など，所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第3号，奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決につきましては，地方税法等の一部改正に伴い低所得者に係る税額軽減の拡充，賦課限度額の見直しを図るため，所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第4号，令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして，主な内容を御説明いたします。歳出につきましては，新型コロナにかかる傷病手当金を計上したものでございます。

歳入につきましては，その財源といたしまして，県補助金を増額計上いたしております。今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ563万2,000円の増額となり，令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算の総額は，51億5,779万7,000円となります。

次に，報告第5号，奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決につきましては，新型コロナに関する緊急対応策として，国民健康保険において，新型コロナに感染するなどした被用者に対し傷病手当金の支給を行うため，所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第6号，奄美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決につきましては，新型コロナに関する緊急対応策として，鹿児島県後期高齢者医療広域連合条例等の一部が改正されたことに伴い，被保険者等に係る傷病手当金の支給事務にあたって，所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第7号，奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては，地方税法等の一部改正に伴い，新型コロナ等に係る徴収猶予の特例など，所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第8号，令和2年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の専決につきまして主な内容を御説明いたします。まず，新型コロナ緊急対策事業第1弾として専決処分いたしました予算につきまして，歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきまして，国の事業であります，国民1人当たり一律10万円を給付する「特別定額給付金」43億460万円や，児童手当を受給する世帯に1万円を追加給付する「子育て世帯への臨時特別給付金」5,190万円を計上いたしております。

また，市の事業といたしまして市民1人当たり一律5,000円分の商品券を交付する「緊急経済対策商品券給付事業助成金」2億3,500万円や，児童扶養手当を受給する世帯へ一律5万円を給付する「ひとり親世帯への臨時特別給付金」3,365万円を計上するほか，雇用支援の助成金などを計上いたしております。次に，歳入の主な内容について申し上げます。国庫支出金におきまして特別定額給付金事業などの財源といたしまして43億9,771万5,000円を計上いたしております。財産収入におきましては，学校給食費の2か月分の減免措置により1,883万7,000円を減額計上いたしております。

また，繰入金におきましては，今回の緊急対策事業に要する財源といたしまして，財政調整基金繰入金

3億7,598万9,000円を計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で47億5,509万8,000円を追加し、令和2年度の奄美市一般会計予算の総額は、383億8,308万5,000円となります。

次に、報告第9号、令和2年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の専決につきまして、主な内容を御説明いたします。第1弾に続き第2弾の新型コロナ緊急対策事業として、5月15日に専決処分いたしました予算につきまして歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきまして、市の事業といたしまして、国や県の制度の対象とならない事業者を支援する「事業所支援給付金」3億7,500万円や、民間団体のプレミアム商品券事業を支援する「緊急対策プレミアム商品券発行事業助成金」2,400万円を計上するほか、観光事業者への支援や観光の需要喚起を後押しする「市民向け宿泊・体験プログラム利用支援事業負担金」2,000万円などを計上いたしております。また、個人を対象に生活維持や事業継続を支援する「生活支援特例貸付金」1億円を計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。国庫支出金におきましては、国の事業の財源として学校臨時休業対策費補助金など751万9,000円を追加計上いたしております。また、繰入金におきまして今回の事業に要する財源といたしまして財政調整基金繰入金5億3,896万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で5億4,647万9,000円を追加することにより、令和2年度奄美市一般会計予算の総額は、389億2,956万4,000円となります。以上、報告第1号から報告第9号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから質疑に入ります。ただいまの議案9件に対する質疑に入ります。なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、はじめに社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） おはようございます。ちょっとマスクをとって発言をさせていただきます。おはようございます。私は、社会民主党、社民党の関 誠之でございます。配布されている発言通告書の訂正方をお願いをいたしたいと思っております。報告第4号の令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についての（1）というのがありますけれども、これは、説明をした文章でありまして（2）を1としてそれぞれ繰上を番号の繰上をお願いをいたします。7が（6）になります。よろしく願いをいたします。

それでは早速、質疑に入らせていただきます。報告第4号、令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、平成30年度から県が財政運営主体となって国民健康保険は3年目となりました。職員の努力によりここ数年は、徴収率も91パーセントから93パーセント台で推移をしております。平成26年度に8億5,444万7,000円あった形式収支の赤字も、平成30年度決算時においては、2億1,995万1,000円の赤字等減少し、単年度収支も1億7,943万9,000円の黒字となっております。法定外繰入金や過年度国庫返還金などを算入した実質的な収支は、2,102万7,000円の黒字となり赤字解消まであと一歩となっております。

また、法定外繰入金の段階的解消も図られ2億5,000万円の予算が、令和2年度の当初予算では、1億5,000万円まで軽減をされております。このことを踏まえまして、今補正において前年度の赤字解消の財源である繰上充用金が計上されていないことは、形式収支、単年度収支、実質的な収支はどのようになっているのか。また、赤字の解消の主たる原因は何であるかについて以下の項目についてお

尋ねをいたします。

1、平成31年度、現年度、過年度の収納率、収納額と平成31年度の滞納繰越分の現年度、過年度それぞれの総額をお示しをいただきたいと思います。

二つ目、平成31年度の形式収支及び単年度収支いわゆる赤字解消分をお示しをいただきたいと思います。また、実質収支は、どのようになっているのか。お答えください。

(3)平成31年度における単年度赤字と累計赤字を示すとともに、当該年度の予算では繰上充用がなされていないが、赤字解消はされたのか。されたとすれば赤字解消の主な要因は何なのか。令和2年度における課題は、また何なのかをお示しください。

4番目、平成30年度の歳入では、県支出金の普通交付金とその他4項目が補助金・交付金となっておりますけれども、平成31年度からは保険給付費等交付金(普通)と保険給付費等交付金(特別)に再編をされております。再編の理由があれば教えていただきたいと思います。

5つ目、令和2年度特別調整交付金は、当初9,074万6,000円。今回の補正563万2,000円の合計9,637万8千円と平成31年度当初予算1,371万6,000円に比べてかなりの増額でありますけれども、予算計上の根拠を示すとともに平成31年度の決算額をお答えください。

最後になりますが、8ページの2款6項1目負担金、補助及び交付金、傷病手当563万2,000円の内容説明と執行額をお示しをいただきたいと思います。

先ほど市長からも説明ありましたが、現在の1の国民健康保険給付金の項目に制度統一してなかったために専決6号で整備をして、この傷病手当金という支給になっておるように思っておりますが、お答えをいただきたいと思います。

報告8号、令和2年度奄美市一般会計補正予算第1号について、(1)9ページ2款1項17目18節、負担金、補助及び交付金46億5,161万6,000円についての進捗状況をお伺いいたします。子育て世代臨時特別給付金、①ですね、5,190人というふうに伺っております。予算は5,190万円。二つ目は、特別定額給付金、対象者は4万3,046名、43億460万円。1人当たり10万円。4月の27日が基準日ということで、申請開始が5月の13日から始まっておりますが、どうなっているのか。進捗をお伺いいたします。

ひとり親世帯への臨時特別給付金、対象者673世帯、3,365万円。

四つ目は、雇用維持に向けた副業応援助成金70人、1,050万円というふうになっておりますけれども、お願いをいたしたいと思います。

五つ目は、緊急経済対策商品券給付事業助成金4万3,046人・7月頃からということですが、準備等どのようになっているか。進捗状況をお伺いいたします。

最後ですけれども、雇用支援制度活用サポート事業助成金、80業者というふうに聞いておりますが、どうなっているか。お願いをいたします。

(2)奄美市緊急雇用(失業・休業対策)15人という予算でありますけれども、8ページの1節・3節・4節の2,067万9,000円に予算が計上されているものか。採用実績とともにお示しをいただきたいと思います。

三つ目は、令和2年度奄美市一般会計当初予算が、336億2,798万7,000円ということで、予備費が2,000万円でありましたけれども、今回の補正予算の規模にしては、予備費が3,000万円という多額の計上となっておりますが、どのようなことを想定して予備費の計上なのかをお答えいただきたいと思います。

報告第9号、令和2年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について、8ページ2款1項17目18節負担金、補助及び交付金4億2,620万円についてお伺いいたします。

一つ目は、市民向け宿泊・体験プログラム利用支援事業負担金は、市民向けと観光業者向けにそれぞれ1,000万円と説明を受けておりましたけれども、示された予算は、市民向け2,000万円となっておりますけれども具体的な説明をお願いします。

②社会福祉協議会運営補助金120万円。運営補助金であります。これは3番と20節貸付金、生活支援特例貸付1億円の執行状況、概要等併せてお答えいただきたいと思ひます。

3番目は、学校臨時休業対策補助金600万円の執行状況についてお示しをいただきたいと思ひます。

四つ目、事業所支援給付金3億7,500万円の進捗状況についてお示しください。

五つ目は、緊急対策プレミアム商品券発行事業助成金2,400万円の商品券が、7月1日から、利用期限が8月31日までとの報道がなされておりましたが、利用期限が短すぎるのではないかとというふうなことを思ひますので見解をお伺ひいたします。

(2)19節住宅確保給付金402万6,000円の執行状況についてお伺ひいたします。

3番目は、先ほど申し上げました。

4番目は、補正予算第1・2号において財政調整基金を3億7,598万9,000円。5億3,896万と合計9億1,494万9,000円を取り崩しておりますけれども、財政調整基金の推移を示すとともに、今後の基金の積立計画についての見解をお示しをいただきたいと思ひます。以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

国保年金課長（西 幸一郎君） おはようございます。関議員から御質疑をいただきましたので、順にお答えしてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

まず、平成31年度の現年度、過年度の収納率、収納額と令和2年度の滞納繰越分の現年度、過年度それぞれの額及び総額についてお答えいたします。

平成31年度の収納率は、現年度で93.2パーセント。過年度が20.31パーセントでございました。また収納額は、現年度が7億919万4,000円。過年度で5,983万5,000円の合計7億6,902万9,000円となりました。

次に、令和2年度への滞納繰越分の調定額は、現年度から5,162万円。過年度から1億6,727万円の合計2億1,889万円となっております。

次に、令和元年度の財源補てん繰入金、形式収支、単年度収支及び実質収支についてお答えいたします。令和元年度の法定外繰入金、財源補てん繰入金は、2億円でございます。形式収支は、歳入総額52億7,222万3,682円から歳出総額52億2,226万9,525円を差し引いた4,995万4,157円でございます。なお、実質収支に関しましても同額となります。単年度収支は、令和元年度の歳出総額から前年度の繰上充用金2億1,995万531円を除いて計算いたしますので、単年度で2億6,990万4,688円となっております。実質単年度収支でございますが、単年度収支から財源補てん繰入金の2億円を除いて計算しますので、6,990万4,688円の黒字となります。

次に、令和元年度決算における累積赤字とその解消要因についてお答えいたします。先ほど申し上げましたが、財源補てん繰入金を除いた実質単年度収支は、6,990万4,688円。令和元年度決算における形式収支は、4,995万4,157円でございます。これは、単年度においても黒字であることを示し、次年度において繰上充用をしなければならぬ累積赤字がなくなりましたということの意味しております。

この赤字解消につきましては、平成27年度から実施されております国の医療保険制度改革による国保への公費拡充や毎年、赤字解消のために行っている一般会計からの財源補てん繰入金の実施。そして、ここ数年の国保税収納率の向上による税収の確保などの財政効果が主な要因と考えております。

次に、令和2年度の課題についてでございますが、市町村国保の財政運営においては、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることを踏まえ、必要な支出を保険税や県支出金等により賄い、各年度ごとで収支の均衡を図り、財政運営の健全化を図ることとされております。しかしながら令和2年度の県に納めます事業費納付金が前年比1億円の増額となったため、一般会計からの財源補てん繰入

金を計上している状況でございます。

令和元年度の決算におきましては、累積赤字は解消となりましたが、一般会計からの財源補てん繰入金、解消、削減すべき赤字だと捉えられております。奄美市国保といたしましては、県の事業費納付金の推移にも影響されますが、一般会計からの財源補てん繰入金を解消した形で収支の均衡を図らなければならないことが、令和2年度以降の課題だと認識いたしております。そのためには、引き続き保険税収の確保と徴収率の向上、医療費の適正化対策に取り組み、財政運営の健全化を図ってまいりたいと存じます。

次に、歳入の県支出金の科目の再編についてお答えいたします。平成30年度の歳入では、県支出金の普通交付金とその他の4項目は補助金・交付金となっていたが、平成31年度からは、保険給付費等交付金（普通）と保険給付費等交付金（特別）に再編されているのではないかと御質問でございますが、実際には、再編はしておらず予算書におきまして平成30年度の歳入から款、項、目として款・県支出金、項・補助金、目・保険給付費等交付金の節において普通交付金と特別交付金に分かれており、令和2年度の予算書においても同様となっております。

国保において作成する資料といたしまして、記載するスペース的に簡略化して記載しなければならない資料もございますので、その際に項の補助金と目の保険給付費等交付金を簡略化させたものだと思います。今後は、誤解のないよう分かり易い資料の作成に努めてまいります。

次に、特別調整交付金の当初予算額9,074万6,000円と今回の補正563万2,000円の合計9,637万8,000円の予算計上の根拠と令和元年度の決算額についてお答えいたします。先に、令和元年度における特別調整交付金の決算額についてでございますが、1億1,510万2,000円の歳入となっております。

続きまして今年度の予算計上の根拠についてでございますが、通常、県交付金のうち特別交付金につきましては、県から示される納付金算定結果の根拠数値や前年度の交付実績などに基づき、各市町村で見込む金額を予算計上いたしております。令和元年度の当初予算におきましては、平成30年度中に予算編成を行っており、国保の新制度における初年度となっておりますので、特別調整交付金の実績見込み額を算出することが難しい状況でございました。令和2年度におきましては、予算編成時点において平成30年度の交付額が確定しておりましたので、交付実績を基に算出したものでございます。

次に、負担金及び交付金の傷病手当金についてお答えします。国民健康保険制度におきましては、保険者が、保険財政上、余裕がある場合などに、条例または規約の定めるところにより傷病手当金の支給を行うことができるもので、今回の補正予算におきましては、国が、緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととしたことで、奄美市国保におきましても予算計上いたしました。

内容といたしましては、給与を受けている国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルスに感染もしくは発熱等により感染が疑われることとなり、4日以上会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に支給されます。支給する額といたしましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除することで、1日当たりの平均給与額を算出し、その額の3分の2に相当する額を支給いたします。一例を申し上げますと、日給6,000円の方が、7日間休んだ場合、6,000円×3分の2×（7日間－3日間）で1万6,000円の支給となります。現時点での執行状況につきましてですが、これまでに手当金の申請は行われておりません。これまでになかった時限的な給付でございますので、広報6月号や市のホームページにて周知を図っております。なるべくなら療養することなく健康でいることが望ましいと思っておりますが、今後の第2波、第3波の影響も考えられますので、更なる周知に取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、福祉政策課分について御説明いたします。はじめに子育て世代臨時特別給付金につきましては、児童手当の受給世帯に児童一人当たりにつき1万円を支給する国の制度でございます。本市におきましては、6月10日の児童手当支給日に併せて

支給を開始しております。児童手当の支給は、公務員はその所属長が、公務員以外は、市が窓口となり支給をしていることから、今回の子育て世代への臨時特別給付金の支給についても、公務員世帯と公務員以外の世帯で受給方法が異なります。

まず、公務員以外の世帯については、特に申請などは不要で、臨時特別給付金の受け取り拒否の意思表示がない限り、6月10日の児童手当支給日に併せて支給しています。対象児童数は、4,718名。対象世帯数は2,673世帯となっています。

一方、公務員世帯については、各々が市へ申請が必要で、その全体数については把握していませんが、現時点での申請は、児童数141名、世帯数74世帯の受付を終了しています。これにより6月10日に児童数の合計4,859人、金額で4,859万円を支給しております。公務員の世帯につきましては、今後も申請の受付期間を6月30日まで設け、申請書を受け付けた後に随時支給する予定となっております。

次に、1人10万円を給付する特別定額給付金につきましては、対象数は2万3,787世帯。4万2,783人となっております。6月10日現在で申請受付済みが、2万1,541件で申請率は90.6パーセントです。給付済みは、2万1,409件。3万9,390名で給付率は90パーセントとなっております。

次に、本市が独自で給付を行う、ひとり親世帯への臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯を支援するため、5月1日を基準日として、児童扶養手当の支給世帯に1世帯につき5万円を支給するものでございます。対象世帯数は、699世帯、支給額3,495万円でございます。5月29日にほんどの支給が終了しており、4月の新規資格取得者8世帯については、6月支給予定となっております。

次に、社会福祉協議会運営補助金120万円につきましては、次の質問によります生活支援特例貸付金1億円の貸付事務に必要な経費で、事務手数料、銀行振込手数料などの費用として奄美市社会福祉協議会へ支払うものでございます。

次の20節貸付金、生活支援特例貸付金は、社会福祉協議会で実施しています緊急小口資金貸付に連動しまして、5月末から市独自の貸付支援として行っているもので、6月10日現在21件の貸付があり、全て1人当たり30万円、合計630万円の貸付を行っております。関連しまして3月から国の予算で社協のほうで窓口になり貸し付けている緊急小口資金につきましては、180件で3,400万円の貸付を行っており、主に失業された方向けに貸付を行っております総合支援資金につきましては、6件で270万円の貸付を行っていると伺っております。以上です。

商工情報課長（向井 渉君） 私のほうから2の1の④⑤⑥、3の1の④⑤を答弁させていただきます。

雇用維持に向けた副業応援助成金につきましては、現在6事業所で11名を雇用しており、165万円の支出を見込んでおります。

続きまして、緊急経済対策商品券給付事業、奄美市応援券の進捗状況につきましては、現在、印刷業者に商品券などの印刷業務を発注しているところでございます。併せて多くの店舗で使用ができるようホームページやほーらしゃ券の使用店舗に対し、本事業への店舗登録案内や申し込み受付を行っているところでございます。7月1日から市民の皆様がご利用いただけるよう、準備を進めているところでございますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、雇用支援制度活用促進補助金につきましては、現在、社会保険労務士への申請件数が25件であり、250万円の支出を見込んでおります。

続きまして、3の1の④でございます。奄美市事業所支援給付金について、6月11日、昨日までの申請受付給付状況をお答えいたします。申請件数67件。支給件数62件。支給金額1,840万6,000円となっております。

続きまして、プレミアム商品券発行事業助成金についてです。事業主体の奄美大島商工会議所にお尋ねしましたところ、新型コロナの影響により屋仁川をはじめ飲食業界の売上減少が大きく、早急な支援

が必要であることから、商品券の使用を飲食店に限定し、短期間での消費喚起、経済循環につなげたいとのことで使用期限を8月31日までに設定したとのことでございました。以上です。

企画調整課長（國分正大君） それでは、私のほうから2の（2）奄美市緊急雇用について御説明いたします。奄美市緊急雇用、休業・失業対策に係る予算、人件費分ですが、1節報酬、4節共済費、8節旅費に、3節職員手当等のうち期末手当を合計しました1,857万9,000円となっております。

採用の実績といたしましては、新型コロナ対策事業に従事する会計年度任用職員として新たに6名を採用しております。内訳は、特別定額給付金事務に5名。水道料金の支払い猶予相談に対応として1名となっております。以上です。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課のほうより2問答えさせていただきます。はじめに質問番号2の（3）報告第8号、予備費についてでございます。先日も報告させていただいておりますとおり、予備費につきましては、新型コロナの終息が見通せない中で、長期に亘る今後のあらゆる事象に、臨機応変に、そして迅速に対応するために計上しているところでございます。緊急的に確実に実案に施するためには、財源が必ず必要となりますので、ある一定規模の予算を確保しておくために3,000万円を計上させていただいたところでございます。

次に、質問番号3の（4）報告第9号、財政調整基金についてでございます。まず、基金の推移につきましては、合併当初からの比較で申し上げますと、平成18年度末で2億3,323万2,000円の残高でございましたが、直近の決算確定となります平成30年度末には、39億3,970万5,000円となり、37億円ほどのプラスの残高となりました。合併からこれまでの間、各種の大型事業も進めていく中でこのように基金を積み上げてこられましたことは、正に、毎年実施計画や財政計画の見直しを行い、事業の精査と財源の確保のバランスを保ちながら、財政の健全化に取り組んできた成果であると改めて認識いたしております。

昨年度の令和元年度におきましては、公共施設整備事業基金や地域振興基金へ7億円の積替えを行い、また今年度では、新型コロナ対策事業などの財源といたしまして9億1,494万9,000円を、そして今議会へ上程を予定しております3号補正での7,172万5,000円の繰入金を含めると、現在の残高は、24億円程度となります。ただ令和元年度の決算におきましては、3億円ほどの剰余積立金が見込まれますので、今年度末の残高は、27億円程度を見込んでおります。今後は、国からの地方創生臨時交付金の歳入や、新型コロナの影響による事業の中止など、歳入歳出予算の見直しと、一般財源の財源更生を行い、財政調整基金への積み戻しを行う予定でございます。以上です。

細観光課長（島袋 修君） おはようございます。質問番号3の1の1、宿泊・体験プログラム利用支援事業負担金につきましてお答えいたします。新型コロナの影響を受けている宿泊事業者及び体験プログラム事業者への後押しとして、観光事業者や奄美市民が利用する宿泊・体験プログラムの費用を助成する負担金として2,000万円を予算計上しております。

本プロジェクトでは、観光事業者間の研修目的の利用に助成する観光事業者向けブラッシュアップ助成事業と奄美市民の利用に助成する市民向け宿泊・体験プログラム利用助成事業の二つの事業がございます。議員御案内のとおり、それぞれプロジェクト内の事業内訳として1,000万円を事業費としておりますが、予算計上においては、一括して全体のプロジェクト負担金として計上したものでございますので御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

学校給食センター所長（井上裕之君） おはようございます。それでは質問番号3の（1）③学校臨時休業対策費補助金600万円の執行状況についてお答えいたします。学校臨時休業対策費補助金につきましては、3月4日から3月22日までと4月20日から5月1日までの期間、小・中学校の臨時休業に

に伴い、学校給食も中止となったことから、学校給食食材納入業者への損失補てんとして計上いたしております。

3月分の補助金につきましては、納入業者から損失補てんの申請を受け、内容を精査した上で、12業者へ183万4,300円の補助を行っております。4月20日から5月1日の休業に係る補助金につきましても、現在、申請を受付けており、精査後速やかに執行したいと考えております。以上です。

保護課長（保 金満君） それでは、住居確保給付金402万6,000円の執行状況についてお答えいたします。住居確保給付金については、離職等により経済的に困窮している状態で住宅を失った方もしくは失う恐れのある方に、一定期間家賃相当額を支給するものです。今回、新型コロナの感染拡大等の状況を踏まえ、休業などに伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが、同程度の状況に至った方に対しても支給できるよう拡充されました。支給期間については、原則3か月で最大2回。合計9か月まで延長可能となっております。給付金は家主に振り込まれることになります。

執行状況についてであります。令和2年6月11日現在、申請数16件。支給件数16件。支給額は36万1,693円となっております。以上であります。

議長（与 勝広君） いったん暫時休憩したいと思います。もちろん再質もありますよね。では暫時休憩をいたします。10時40分から再開いたします。（午前10時29分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時40分）

それでは再質問があるようですのでお願いいたします。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。先ほど新型コロナの関係については、職員が本当に努力をして90パーセント以上の10万円の給付金も達成しているということ。全体を見ましてもかなり進展をしているんじゃないかなというふうに思っております。やはり一番気になったのは、財政課長から答えていただきましたけれども、この財政調整基金、9億円余り、そしてまた3号で7,000万円余りの財政調整基金を切り崩して、直近では24億円ということでありましたが、朝山市長が21年の11月に誕生して22年度の決算が、3億6,000万円というのが、この財政調整基金だったわけですね。それからやはり朝山市長の将来にやはり備えた財政調整基金は、どうしても必要だということ。先ほどありましたけれども、30年度には39億4,300万円程度の基金が、10倍と言いますか、あったということでこの新型コロナの市独自の緊急事業等がスムーズに行われておるといふふうに認識しておりますので、大変朝山市長の判断は、良かったのではなかったかというふうに思っておりますので、是非この後もですね、この地方財政法の7条か、また自治法の233条の2というこの財政調整基金の積立て方がありますけれども、このへんもお互い勉強して行ってですね、しっかりとこういったものに備えた財政調整基金を積み上げていきたいというふうに思っておりますので、もしこのことに関して市長の見解があれば、一言だけお聞かせをいただきたいというふうに思います。

その前に、ちょっと再質問を、国民健康保険の関係ですけれども、平成27年5月27日に医療保険制度が改革関連法案が成立して、先ほど課長からありましたが、1,700億円の公費拡充が決定をされております。平成30年度は、保険基盤安定分の保険者支払分の充実ということで、約6,000万円の配分があったという昨年の答弁でありましたけれども、この31年度の配分額の分析について。また検証した結果があれば、お答えをいただきたいというのが1点。

2点目は、平成30年度から都道府県が財政運営責任主体となって国保が運営されておりますけれども、奄美市においては、先ほど答弁がありましており確実に累積赤字も減少して財政基盤も安定しておるようでありましてけれども制度改革後は、県支出金がどれくらい増額されているのか。また、減額されたのか。お示しをいただきたいと思っております。今後、標準保険料率を参考とした税率の変更が行われ

る可能性があるように、私は思っておりますけれども、そのへんのことについてお答えをいただきたいというのが2点目。

3点目は、税率変更により保険者の負担が増える可能性があるのではないかというふうに思っておりますが、この件についてお答えをいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

市長（朝山 毅君） 関議員にお答えいたします。今回のコロナ対策については、専決という形を取らせていただきました。議員の皆様方の御理解に深く感謝を申し上げます。このような事態が発生した時に緊急に迅速に予算を弾力的に運用する手法は、やはり財政調整基金であろうと私は思っております。企業においては、10億円の借入をしますと10億円の資産が残ります。どちらも減価償却をしながら内部留保という形で企業運営ができてまいります。我々行政においては、10億円の建物を造っても減価償却をするわけにはまいりません。やはり現金、預金が最も資産として目に見える形になろうかと思っております。不要不急の場合に弾力的に運用できる預金、貯金、現金、これが財政調整基金だと私自身思っております。

そういう中において、やはり我々が、事業運営していき、市民のニーズ、社会のニーズに応じていくためには、やはり有利な借金、起債を起し、有利な補助金等のある事業を選別していかなければいけない。今、500億円を超える奄美市全体の借入残高があります。その中で辺地債、特例債また何々の補助金のある借入金、それを差し引いて奄美市が、どうしても持たなければいけない市としての借金の残高は、約170億円です。そして、財政調整基金を含め我々が持っているすべての現金、預金は、130億円は余ります。150億円ほどありましたが、これらを含めて少し減って140億円相当です。その差が、前は100億円以上差がありました。今、20～30億円の差であります。奄美市が、確実に負うべき、今もし仮にそんなことはあり得ませんけれども、もし無かったとした場合、市が持つべき純粋の負債は、170、180億円の180億円我々が、負う、持っている資産は、140億円ぐらいです。その差30億円ほどに縮まってまいりました。それらのことを考えますと、やはり事業をするについては、有利な事業を導入する。そして有利な借金をする。そして足りない分は、預貯金を取り崩すというふうな手法で、職員一丸となって知恵を出し合って、今日まで庁舎の建設や各種の事業をやってまいりました。借金は膨れましたが、我々の負うべき負債は、それほど増えてません。そういう形で、ここ4・5年、5・6年の事業を進めてまいりました。今そういうことを御理解いただいて、どうか各種やるべき公共施設等の整備をやってまいりましたが、しかし財政は、まだまだやっぱり厳しい状況下にあることは間違いありません。したがって、やはり努力をしながら預貯金を貯めていくことが、常に社会ニーズ、市民ニーズに応え得る即断的に迅速に応えることができるのは、財政調整基金が幾ら保有するかということも一つの財政上の算段になるのではないかという思いがいたしています。そういう意味において、お互い努力をしながらやってきたつもりでありますので、今後とも社会情勢の変化に即応できるような財政体制を構築していくことが、我々に課せられた責務であろうと思っておりますので、今後とも議会の皆さんの御理解をよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

国保年金課長（西 幸一郎君） それでは質問に回答させていただきます。まず、公費拡充となった保険基盤安定分の配分額及び分析についてお答えいたします。

国の医療保険制度改革による国保への公費拡充は、保険基盤安定分として平成27年度から1、700億円分が実施されているところでございます。内容といたしましては、保険者支援分の充実で低所得者が多い自治体に対する財政支援の拡充でございます。公費拡充が実施されました平成27年度におきましては、奄美市国保に対しまして約6、000万円の配分がなされております。令和元年度における配分額といたしましては、約5、500万円分の配分となりました。この配分額の減少の主な要因といたしましては、平成27年度と比較いたしますと、全体的な被保険者数の減少に伴い財政支援の対象となります保険税の軽減対象世帯数が減少したためでございます。

次に、都道府県が、財政運営の責任主体となりました平成30年度と令和元年度の歳入における県支出金の比較についてお答えいたします。平成30年度の県支出金は、普通交付金35億7,405万2,421円。特別交付金1億6,167万1,000円の計37億3,521万9,421円となっております。続いて令和元年度の県支出金についてでございますが、普通交付金35億4,130万8,872円。特別交付金1億7,016万7,000円。計37億1,147万5,872円となっており、平成30年度と比較いたしますと2,374万3,549円の減額となっております。

次に、標準保険料率を参考とした税率の変更が今後行われるかどうかの可能性についてお答えいたします。平成30年度から開始されました新しい国保財政の仕組といたしまして、県は国保事業に要する費用に充てるため、年度ごとに市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとされております。この県事業費納付金を基に県から示されますのが、標準保険料率でございますが、納付金の額の増額が標準保険料率の税率引き上げにつながるものでございます。その中で令和2年度の県事業費納付金は、前年度よりも約1億円の増額となっており、併せて標準保険料率も現行の税率より高い数値が示されました。国民健康保険税の税率改正の方針といたしましては、安易な税率の改正は望ましくないと考えておりますので、単年度のみでの納付金の増額において、早急に税率を上げることはどうかと、令和2年度の税率は、奄美市国保運営協議会へ諮問を行い据え置きといたしました。しかしながら令和3年度以降も県事業費納付金が減額とならず、国保財政を圧迫するような状況が続くようであれば、税率改正の検討も行わなければならないと考えております。

続きまして、被保険者の負担増の可能性についてお答えいたします。先ほど県事業費納付金が、減額とならず国保財政を圧迫するような状況が続くようであれば、税率改正の検討をおこなわなければならないと申し上げました。やはり国保税の税率が増額となりました場合には、保険者の負担が増えることが予想されます。国民健康保険は、年齢構成が高く、また所得水準が低いなどの理由から社会保険と比べて保険料負担が重いなどの構造的な問題があり、特に奄美市は、県内の他市と比較いたしましても医療費水準が低く所得水準も低い方が多い地域でございます。その中で平成28年度には、低所得者に対する軽減対象者の拡大、併せて課税限度額の引き上げがあり、中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しとして、税率等の変更による負担割合の平準化を行いました経緯がございます。今後、税率改正の必要性が発生いたしましても、その時の状況に応じまして少しでも負担軽減につながる方法を模索しつつ検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。大変難しい問題ですけれども、県の標準保険料率というのはですね、本当に県の全体的な中で機能しているのかなという思いもありますが、再々質問を二つほどさせていただきます。先ほど言った一般会計からの財源補てん2億5,000万円が2億円になって、令和2年度から1億5,000万円と、2年連続5,000万円の減額になっていると、その根拠とっておりましたが、先ほどの答弁でよく理解をいたしました。それで、この法定外繰入金は、決算収支の状況で予算編成時に柔軟にどの程度の額で財源調整が可能なのか。2億5,000万円の上限がありましたけれども今、1億5,000万円ということでありますから、これがそのまま推移すれば問題はないというふうに思いますが、新型コロナウイルス感染症が、もしも入ったり、秋にインフルエンザがまん延するのではないかなというようなことも言われておりますから、そういった中で、この奄美市の国民健康保険の財源が今のまま続けばいいんですけども、可能かなというものもありますので、そのへんはどのようにお考えかということが1点と、奄美市国民健康保険の療養給付金110万4,000円も増額するような方策は考えられないのかということ。

2点目は、最後でありますけれども、今後の奄美市国保事業財政は、どのように推移をしていくのか。見解があればお聞かせをいただきたいと思っております。先ほど市長から財政調整基金のお話がありましたけれども、正にそのとおりだというふうに思っております。市長が誕生した22年度、3億6,000万円、今この数字を見ますと、この頃に新型コロナが、今のような状況だったらどうだったんだろうと、

非常にドキッと背筋が寒い思いがいたしますけれども、何とか30年度に39億4,000万円余りのものがありますということで、これからまた31年度の決算で3億円、27億円くらいになるというふうになっておりますけれども、やはり先ほど市長も延べましたが、だからといって財政が安定しているというわけでは決してないというふうに思っています。非常に厳しい。また先ほど市長もお話をいたしました、起債が424億円余りあるわけですから、これから先、起債の償還というのにもかかってきますし、そういう中でしっかりとこの財政調整基金を積み上げていくことを期待を申し上げて、私の質疑とさせていただきます。ありがとうございます。

国保年金課長（西 幸一郎君） それでは御質疑に答弁させていただきます。令和2年度に当初予算において財源補てんを5,000万円しております。その件については、省略させていただきます。2点目に当初予算編成時期における検討はどうかということでございますけれども、令和2年度の当初予算編成時におきましても令和元年度の決算時点におきましても累積赤字の減少が見込まれた。そのようなことから繰越金の5,000万円減額いたしております。

今後の予算編成時に繰入金において、どの程度の財源調整ができるかということで、お答えさせていただきます。財源補てん繰入金の計上につきましては、決算収支の状況や県事業費納付金の推移などから毎年度検討することとしつつ新たな制度の中では、解消・削減すべき赤字に該当するという整理がなされておりますので、赤字解消計画においては、財源補てん繰入を解消する目標年次を令和元年度と設定いたしております。このことを踏まえつつ、将来的に安定した国保財政の運用を行っていく上で県事業費納付金の急激な増額などが行われた場合におきましては、税率改正を行った上で一般会計からの財源補てん繰入金を実施するかどうか、また実施する場合の調整額はどうかを財政部局との協議が必要であると考えております。

最後に、奄美市国保財政の今後の見通しについてお答えいたします。奄美市国保では、一般会計の財政計画に併せまして、決算額等を基に国保独自の将来の見通しを立てております。この見通しにおきましては、過去数年間の決算の数値を参考として試算する条件を算出し、今後の国保財政を試算するものでございます。主な予測といたしましては、歳入におきまして、被保険者が減少し併せて国保税の税収も減少すると推計されます。

歳出におきましても、決算額を基に試算いたしますと、緩やかに支出が減少していくと推測いたしました。しかしながら、この見通しは、平成30年度の決算額を基に試算しているものでございます。実際には、令和2年度の県事業費納付金が前年度より1億円の増額になると県から示されましたことにより、本年度以降の決算支出額が大幅に増額となるため、今後の国保財政は大変厳しい試算となると予想されます。

奄美市国保といたしましては、今後の厳しい状況に備えるためには基金の積立を行い、今後、県事業費納付金に対応する必要があると考えております。また、安定した国保財政を堅持するために基礎といたしましては、3年スパンで税率改正を行っていくことが望ましいと考えております。奄美市国保の支出の増減に併せて、毎年税率改正を行ってしまいますと市民が戸惑ってしまう可能性もございます。今後も決算をベースに見通しを基に、3年スパンでの税率改正も検討しつつ、保険税の確保と収納率の向上及び医療費の適正化対策、保健事業の推進に取り組むことで国保財政の安定化を図ってまいりたいと思います。以上です。

議長（与 勝広君） 次に、チャレンジ奄美 安田壮平君の発言を許可いたします。

7番（安田壮平君） 皆さん、こんにちは。チャレンジ奄美の安田壮平です。これから専決処分に対する質疑をいたします。質疑の対象となる補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業についてのものです。これについて行政の取組に感謝と敬意を表しますとともに、運用面での効果の更なる向上を期待し

て、運用状況や政策決定過程に関する質疑をさせていただきます。

はじめに、報告第8号専決第9号令和2年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について。

（1）特別定額給付金について。先ほど直近の申請受付、給付状況がありましたので、これは割愛していただいて、申請方法別の件数についてまずは伺います。

次に、添付書類の不備や記入ミスなどで申請者への再確認が必要な割合は、申請方法別にどのくらいかについて伺います。そして対象者への給付率を最大限に高めるためにどのような対応を考えているかお伺いします。

（2）緊急経済対策商品券給付事業助成金について。5月1日に本事業を専決処分として盛り込むにあたり、本市内経済状況の実態調査などの基礎調査をどのように行ったのか。また7月頃から使用開始という時期設定の妥当性について見解をお示してください。

次に、報告第9号 専決第11号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について。事業所支援給付金についてです。①については、割愛をします。②1、250事業所程度の利用を想定していますが、どの程度の執行率を見込んでいるかお示してください。よろしくお願ひいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（寿山一昭君） それでは特別定額給付金の状況について御説明いたします。申請方法別ということでありましたので、お答えいたします。6月10日現在で先ほど言いましたが、申請受付数は2万1,541件です。その内訳については、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が732件。市ホームページからのダウンロード申請書による申請が3,881件。郵送申請が1万6,928件で、申請率が90.6パーセントとなっております。

次に、添付書類の不備など記入漏れ等で再確認が必要な割合についての御質問ですが、オンライン申請、郵送申請ともにおおよそ5パーセント程度、件数で言いますと、おおよそ1,000件程度が申請者への再確認というふうになっておりました。

次に、給付率を最大限に高めるための対応についてということですが、未だ申請していない約1割の方へ向けて、広報紙や市のホームページ等を使いまして、申請を呼びかける広報をすることや、宛先不明で返戻されてきた申請書もありまして、その申請書を調査し所在確認することなどで給付率を最大限に高めるように努めていきたいと考えております。以上です。

商工情報課長（向井 渉君） 安田議員の質問に答弁させていただきます。1の2の①であります。経済状況の実態把握につきましては、本年3月から4月にかけて、所管する業界及び各種団体等に新型コロナによる影響と国・県・市に対する意見や要望などについてヒアリングや意見交換を行いました。本市といたしましては、そこで寄せられた御意見や要望書を基に新型コロナ拡大防止対策の徹底、市民の生活支援と経済対策を柱とした緊急対策を取りまとめさせていただいたところでございます。

本商品券事業につきましては、新型コロナにより大きな影響を受けている地域経済の回復を図るため家計への支援と売上が減少した小売業事業者への支援を目的に実施することとしております。今回の緊急経済対策商品券を例年歳末時に実施しております「ほーらしゃ券」にもつなげ、切れ目のない経済対策が実施できればと考えております。

次に、使用開始となる時期設定の妥当性についてのお尋ねでございます。まずは、国の給付金等による市民一人ひとりへの給付による生活支援を行い、その後の経済対策として商品券により、消費の喚起と地域経済循環の促進を目的として実施するものでございます。なお、例年行っております「ほーらしゃ券」についても、通常商品券の印刷、検品作業のほか、取り扱い金融機関や店舗への周知や登録作業など、事前準備作業や調整などで3か月程度期間を要しております。今回は、市の新型コロナ緊急対策として、国や県の経済対策とも連動し、迅速かつ適切に支援が行えるよう、職員の増員を行うなど可能な限時間の短縮

を図っているところです。現在の進捗状況につきましては、商品券の印刷発注も終え、ホームページ等で登録店舗の募集を進めており、7月1日から使用開始となるよう準備を進めておるところでございます。

続きまして、2の1の2の質問です。事業所支援給付金の執行率についてでございます。議員御案内の1,250事業所数については、奄美市内全事業所の約2分の1の事業所数を想定しており、3億7,500万円を予定しているところでございます。予算計上額の100パーセントの執行を見込んでおりますが、本給付金は、新型コロナの影響により売上が減少し、かつ国の持続化給付金の対象外となる事業所への支援を目的としており、対象となる事業所に確実に給付ができることがまずもって大事だと考えておりますので、議員の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

7番（安田壮平君） ありがとうございます。若干再質問をさせていただきます。まず、特別定額給付金について、それぞれの申請方法による申請状況など伺いました。その中では、申請書をダウンロードしてですね、申請する方法も緊急に取り入れていただきまして、一定数の方々にですね、いち早く給付金をお届けすることができたんじゃないかなというふうに思います。AIとかRPAを駆使してですね、かなりスムーズに素早く、この間ですね、給付事業が行われているということも重ねてありがたく思っております。その中でなんですけれども、③の部分につきまして、例えば、よその事例で恐縮ですが、例えば、最近の報道では、宇検村は、残り1世帯のみになったとか、龍郷町は99パーセント支給が完了したというような話も聞いております。その中で龍郷町は、職員による戸別訪問を予定をしているすとか、あるいはまた瀬戸内町のほうでは、老人ホームなどの施設管理者や嘱託員への協力依頼あるいはまた集落に直接出向くということも検討しているということでありまして、是非奄美市でももちろん感染対策、気をつけていただいた上で、そういったきめ細かな給付が行き届くことを行っていただきたいんですけれども、それについての見解をお願いしたいと思います。

次に、商品券給付事業についてなんですけれども、3月から4月に業界団体等にヒアリングや意見交換を行ったということでありました。私が知っている範囲では、聞こえ及ぶ範囲では、なかなかそういった行政等ですね、アンケートとか聞き取り調査とかそういったものが、いろいろな事業者に来ないと、やって来ていないと、それが4月の中旬から下旬くらいまで、そういったことを聞いていましたので、はたしてどのようなそういう把握をですね、地域実態の把握をされたんだろうというふうに感じたので聞かせていただいたんですけれども、5月1日この補正予算発表された時に、この商品券事業がいわば単独事業としての目玉であったわけで、どうして、これが先なのかと、事業者への直接支援、現金給付策はないのかという意見が多く聞いたもんですから、民間の危機感が伝わっていないんじゃないか。そういう声を聞いたもんですから、重ねてどういう調査をやったんだろうというふうに聞いた次第です。こういった確かに未曾有の危機であるわけで、どのように行政が動くべきか。地域の実情を把握していけばいいのかというところ、確かに前例のない取組だったと思うんですけれども、一つには民間の経済団体と協力してですね、したということだったんですけれども、緊急時にそういった事業者の様々な声を集める。集約するという取組をやったり今後も必要になってくるだろうと、コロナの影響が続く中で、そういう意味で行政と民間の経済団体等々の役割分担というものを、もっともっと図っていく必要があるんじゃないかと思うのですが、その点についてどうお伺いするかというのが1点。

また、事業所支援給付金につきましても、これも国の持続化給付金の対象にならない事業者の方については、本当にありがたい制度だというふうに認識しております。その上でどれくらい地域の実態を把握して、どの程度の執行率があれば地域の事業者のニーズを捉えたと考えているのか。いわばその目標設定をですね、確認させていただいたんですけれども、5月1日第1弾の補正予算発表から2週間という短期間で異例のスピードによる編成をされたと思うんですが、今回のこの第1弾、第2弾、一連の動きの中で得られた教訓というものについて伺いたいと思います。

福祉政策課長（寿山一昭君） それでは再質問にお答えしたいと思います。先ほど今後の取組ということ

で、市の広報紙とかホームページ等で広報を呼び掛けるということで説明をいたしました。そういったことをやった後、にまだ申請がなされていない方々がいらっしゃるかなと思いますので、次の取組といたしまして、まだ具体的には決めてはおりませんが、先ほど議員からも他の自治体の例もありましたように、奄美市のほうでも集落などの駐在員さんとか嘱託員さん、あるいは行政協力員さんの協力などももし得られましたら協力を得つつ、例えば、申請を受けていない方々にもしのできるのであれば、またその文書なども発送できればいいかなというふうには考えてはいるんですが、これから具体的な取組を検討いたしまして、1人でも多くの市民の皆さんに100パーセントに近い数値になるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

商工情報課長（向井 渉君） 民間団体との調整ということで、まず先ほどの答弁の中で、いちばん最初に3月の26日に金融機関との意見交換会を行いましたけれども、その団体としましては、商工会議所、あまみ商工会、振興開発基金あと鹿児島銀行、南日本銀行、奄美大島信用金庫、奄美信用組合、7団体と行っております。その後、4月の10日に奄美大島商工会議所の中で緊急個別経営相談会を行っております。その団体は、日本政策金融公庫、開発基金、ハローワーク、会議所など鹿児島県など6団体がありました。これからもまた商工観光部の所管のする商工会議所や通商連合会など、密に連携して常に意見を聞きながら事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、事業所支援給付金についてでありますけれども、先週から受付を始めさせていただきました、大体1日10件くらい、10件から15件の申請が届いておるところであります。まだ事業の途中でありますので、今からどのような問題点がいろいろ出てくるかと思っておりますけれども、問題点を探りながら予算が全部執行できるように事業執行してまいりたいと考えております。以上です。

7番（安田壮平君） ありがとうございます。特別定額給付金につきましては、是非前向きにですね、給付率100パーセントを目指して取り組んでいただきたいと思います。これはもちろん給付対象者本人のためでもあるし、やっぱり政策の趣旨としては、地域の経済を維持していく、活性化していくという意味では、地域のためでもありますので、是非そういった視点からも取り組んでいただきたいと思います。1つだけこれに関して再々質問ですが、かなりスピーディーに進められてきています。それはそれで良いことだと思うんですが、その業務に当たる方々、緊急で雇用されたですね、業務に当たるスタッフの仕事は、その期間いっぱいまでですね、しっかり確保できそうかというところですね、思ったよりもスムーズに進んでいる分ですね、仕事が早期になくなるんじゃないかとそういうところ懸念するわけなんですけれども、もちろん機械でやるところは機械でやって、人が丁寧に対応するべきところは対応してという切り分けができていますので良いことなんですけど、しっかりその期間までですね、仕事が、作業が確保できそうかというところを聞かせていただきます。

商品券給付事業に関してなんですけれども、今詳しく様々な金融機関とか商工会議所等の名称を挙げて意見交換、ヒアリングなどを行ったという話も伺いましたけれども、地域の一番の大きな経済団体である商工会議所についてもやはりその融資等ですね、対応がすごく大変でなかなか会員の事業者の方々に経営面の実態調査、アンケート調査とか、なかなか手が回らない状況だったと、4月、私も直接ですね、話を伺いに行っただけなんですけれども、そういう中で、じゃどっちが主なのか、そういう経済団体なのか。どちらがそういうきめ細かなですね、実態調査、把握などをしたほうが良いのか。効率的、効果的なのか。そういうところを懸念になっているわけなんですけれども、そこについてですね、もう一度今の見解をお願いしたいと思います。もちろん商品券につきましても市民にとっては、ありがたいし、また事業者にとってもありがたいことですので、これも今スピーディーに準備を進めているということですので、是非予定通りにスタートできるように取り組んでいただければと思います。

最後、事業所支援給付金に関してなんですけれども、しっかりこれも必要としている方に給付が届くように取り組んでいきたいということでありましたが、是非今回のこの第1弾、第2弾の編成において

ですね、やっぱり大事なものはスピード感、事業所支援を迅速にやる。そのために問題を素早く把握するということ、また今後のコロナ対策に当たってもしっかりと踏まえていただきたいと思いますが、それに関連して1点だけ伺いますが、今回この市独自の支援策について一連の検討や判断の経緯、あるいはまたPDCAを回した結果を今後活かすためにも、しっかりと検証できる記録を残してほしいなど。執行率などですね、そういった効果、成果も含めて残していただきたいなと思います。これは例えばですが、神戸市などでもですね、こういった今回の医療も含めたコロナ対策について検証チームを立ち上げたというふうに聞いていますが、これについても奄美市の見解をお願いします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（寿山一昭君） それではお答えいたします。再質問の内容としましては、今、給付金の事務をしていただいています会計年度任用職員の方々がいらっしゃるんですけども、その方々への引き続き仕事が続くようにというようなことかなというふうに思っていますが、確かに想定していたよりも事務が、AIとかRPAを使った関係で事務がスムーズに進みました。先ほども言いましたが、これからの業務といたしましては、申請していない方々への取組もありますし、また申請書などの受付などをしましたので、その申請書の後処理といいますか、がまだたくさんあるというふうに理解しておりますので、そちらのほうの業務もまだまだ続くかなというふうに思っております。ので、これからもまだ会計年度任用職員、雇っている方々の仕事は引き続きあるものと思っておりますので御理解いただきたいと思えます。

商工情報課長（向井 渉君） 奄美市か経済団体かという質問だと思います。奄美大島商工会議所やあまみ商工会などお互いでこれからも今も連携しながらやっておりますが、これからもお互いで協力しながら事業を進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（与 勝広君） 先ほどの検討、判断の経緯とか、記録を残すという点。

企画調整課長（國分正大君） それでは全庁的なことだと思いますが、私のほうから答えさせていただきたいと思えます。今回のコロナに関しましては、経験のないことということで想定外でございます。行政の大事なことは、やはり、ここの経験をですね、やはり記録として残して今後活かすということは非常に重要なことと認識しております。ただこの先が、まだ見えない中で我々としては、今できることを経済対策、感染症対策、まずこれを最優先として取り組ませていただきたいと思えます。またある時期にきて落ち着きましたら、これにつきましては、貴重な御意見ですので検討とさせていただきたいと思えます。以上です。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの9件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいまの9件は、委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから報告第1号から報告第9号までの9件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の9件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第9号までの専決処分の承認を求めることについての9件は、いずれも承認することに決定いたしました。

○

議長(与 勝広君) 日程第5、議案第42号、令和2年度奄美市一般会計補正予算(第3号)についてから議案第53号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、まで12件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) それでは、ただいま上程されました議案第42号から議案第53号までの提案理由を御説明申し上げます。まず議案第42号 令和2年度奄美市一般会計補正予算(第3号)の主な内容について御説明いたします。

はじめに第1表、歳入歳出予算補正について、歳出の主な内容を申し上げます。まず全体であります。今回の補正において今年度の会計年度任用職員の配置が確定したことにより、関係する費目に各種経費を計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、要介護者の在宅生活を支援する地域介護基盤整備事業補助金85万7,000円を新たに計上いたしております。

次に、衛生費の保健衛生費におきましては、と畜場特別会計への繰出金として、食肉処理施設整備のための経費1,279万2,000円を計上いたしております。

商工費におきましては、奄振交付金を活用し実施します海洋展示館の各種設備の更新経費として、5,000万円を追加計上いたしております。

また、教育費の教育総務費におきまして、市内の全小・中学校において、1人1台のタブレット端末を整備するための経費といたしまして、1億4,581万8,000円を新たに計上いたしております。

また、中学校費におきまして、金久中学校校庭へのフェンス設置等にかかる経費6,000万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。地方譲与税におきまして、森林環境譲与税557万9,000円を追加計上いたしております。

また、各事業の財源として国・県支出金1億3,635万5,000円。基金からの繰入金として8,071万4,000円。繰越金4,098万7,000円などを追加計上いたしております。以上が、歳入歳出予算の主な内容となりますが、今回の補正で3億3,190万9,000円を追加することにより、令和2年度奄美市一般会計予算の総額は、392億6,147万3,000円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業の追加等に伴い起債限度額の変更を行うものであります。

議案第43号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、会計年度任用職員の配置に伴う各種経費や高額療養費の支給方法の変更に伴う経費などを増額計上いたしております。

また、保健事業費におきまして、健康づくりポイント業務の委託料を増額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金や県補助金を増額計上いたしております。今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ311万7,000円の増額となり、令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、51億6,091万4,000円となります。

次に、議案第44号 令和2年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして、要医療者等訪問指導事業の実施にあたり、長寿検診の受診率向上に伴う対象者の増加や訪問回数の変更に伴う経費を各費目に追加計上いたしております。

歳入につきましては、事業に係る財源といたしまして、後期高齢者医療広域連合特別対策補助金を追加計上いたしております。今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ85万6,000円の増額となり、令和2年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、5億2,802万6,000円となります。

次に、議案第45号 令和2年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第1号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、食肉処理施設整備のための地質調査及び詳細設計の委託料として2,609万9,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金として基地周辺対策事業助成補助金1,797万6,000円。一般会計からの繰入金1,279万2,000円を増額計上いたしております。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ3,076万8,000円の増額となり、令和2年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は、3,981万7,000円となります。

次に、議案第46号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、外国語指導助手の報酬を見直すため、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第47号 奄美市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鹿児島県漁港管理条例が改正されたことに伴い、本市におきましても漁港の占用期間の上限延長など同様の見直しを図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画において、事業の追加や事業費の増額に伴い、計画書を変更するものでございます。継続して辺地債を適用するためには、計画の変更が必要であることから、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第49号及び議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、奄美市笠利中学校校舎改築工事において間接費等の設計変更に伴い変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号 大島農業共済事務組合理約の変更についてから議案第53号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの3件につきましては、県下全域を対象とした鹿児島県農業共済組合を令和3年4月1日に設立するため、大島農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継、同組合の解散に関すること及び解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第42号から議案第53号までの提案理由の説明を終わりますが、何卒御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

6月15日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午前11時38分）